

平成24年度第20回経営戦略会議 会議結果の概要

開催日時	平成25年3月11日（月）午後4時20分～午後5時26分
開催場所	本庁 東庁舎4-2会議室
出席者	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、健康福祉部長、産業観光部長、教育部長、上下水道部長、病院事務部長、環境生活部参事
審議事項	1 自治会コミュニティ放送の整備補助制度について<環境生活部・総務部>

1 自治会コミュニティ放送の整備補助制度について<環境生活部・総務部>

概要

防災行政無線のデジタル化整備により、既存戸別受信機が廃止される予定となっている。このことから、その代替措置としての自治会放送設備等の具体的な補助制度について、全自治会を対象にした補助制度を創設し予算編成を行なった。新年度予算審議において「自治会コミュニティ放送設備整備補助金制度」の予算措置に関し、防災行政無線への接続が可能なることにより、議会の中で防災行政無線とコミュニティ放送の区分があいまいになっている。その再整理が必要となっていることから、審議を行なった。

選択可能な放送設備及び各設備の特徴は、以下のとおりである。

①拡声放送

- ・屋外のマストに取り付けられたスピーカーから拡声放送を行う。

②戸別受信機

- ・現在の戸別受信機と同じ運用が可能
- ・親局は複数自治会で共用可能（グループ放送20件）
- ・親局にパソコンを導入すれば予約放送可能（グループ放送99件）
- ・電話機で遠隔地から放送可能
- ・受信機に録音機能あり
- ・簡易無線のため免許不要

③メール読上げタブレット

- ・メールで放送内容を入力、送信
- ・タブレットにメールが着信するとメール内容を自動的に音声読上げすると同時にメール内容を画面にメール表示する。
- ・不在時にメール着信しても帰宅後にメールを確認できる。
- ・無線を使用しないため免許不要

④メール読上げ機

- ・メールで放送内容を入力、送信
- ・メール読上げ機にメールが着信するとメール内容を自動的に音声読上げする。
- ・無線を使用しないため免許不要

結論 再協議とする。

主な意見・補足等

○防災情報の伝達手段について

- ・防災行政無線は戸別受信機の設置ではなく、屋外拡声放送設備の整備を進めるという方向性に変わりはない。
- ・現在の防災情報の伝達手段としては、①屋外拡声放送②防災メール③エリアメール④FAX⑤電話である。
- ・携帯電話（ドコモ・ソフトバンク・au）のエリアメールの範囲は伊勢市内すべてを網羅している。

○戸別受信機を防災情報の伝達手段として活用することについて

- ・戸別受信機から伝えられる防災情報は、携帯電話から伝えられる情報と同じである。自己負担をしてでも戸別受信機を希望する人は少ないと思う。

○コミュニティ放送設備のメニューについて

- ・4設備を提示しているが、これですべてか。
⇒全てではないと思われるが、現状で把握している設備としては4つである。
防災行政無線の戸別受信機等は多くの業者が取扱をしているが、コミュニティ放送用の戸別受信機等を取扱している業者は、ほとんどないと認識している。

○コミュニティ放送設備の導入等について

- ・導入世帯が少なすぎる場合、コミュニティ放送にならない。下限が必要である。
- ・自治会への未加入世帯が設置を希望する際における取扱について、整理する必要がある。

資料 付議事項書